資料編 委員会及び設置要綱

資料１　金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会等名簿

（1）金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会名簿

区分	氏名		所属
	当初	最終	
学識経験者	◎井上　武史	◎井上　武史	東洋大学経済学部総合政策学科准教授
各種団体（8名）	○奥瀬　浩之	○奥瀬　浩之	「敦賀･鉄道と港」まちづくり実行委員会
	奥井　純子	奥井　純子	敦賀商工会議所
	橋本　貴史	橋本　貴史	一般社団法人敦賀観光協会
	岸本　昇	岸本　昇	一般社団法人若狭湾観光連盟
	碇　望	碇　望	NPO法人THAP
	花木　喜美恵	小澤　長裕	敦賀市教育委員会
	長谷川　英一	吉田　正武	株式会社福井銀行敦賀支店
	藤本　昇明	藤本　昇明	敦賀信用金庫

◎:委員長、○:副委員長

事務局	敦賀市産業経済部新幹線まちづくり課
コンサルタント	株式会社丹青社

（2）金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会オブザーバー名簿

国土交通省	近畿地方整備局建政部都市整備課長
	北陸地方整備局敦賀港湾事務所長
福井県	総合政策部交通まちづくり課長
	土木部港湾空港課長
	観光営業部観光振興課長
敦賀市	企画政策部ふるさと創生課長
	建設部住宅政策課長
	都市整備部都市政策課長
	産業経済部人道の港発信室長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会文化振興課長

（3）人道の港敦賀ムゼウム機能拡充検討部会名簿

区分	氏名		所属
	当初	最終	
各種団体 （10名）	◎碇　望	◎碇　望	NPO法人THAP
	○増田　正樹	○増田　正樹	観光ボランティアガイドつるが
	橋本　貴史	橋本　貴史	一般社団法人敦賀観光協会
	花木　喜美恵	小澤　長裕	敦賀市教育委員会
	長谷川　英一	吉田　正武	株式会社福井銀行敦賀支店
	小西　清誉	小西　清誉	敦賀商工会議所青年部
	坂本　聡	坂本　聡	港都つるが株式会社
	岩瀬　浩章	水原　隆	敦賀市PTA連合会
	本庄　志帆里	畑中　亜美	敦賀市産業経済部人道の港発信室
	井筒　康人	中野　拓郎	敦賀市教育委員会文化振興課

◎：部会長、○：副部会長

（4）鉄道遺産等保存活用検討部会名簿

区分	氏名		所属
	当初	最終	
各種団体 （9名）	◎奥瀬　浩之	◎奥瀬　浩之	「敦賀・鉄道と港」まちづくり実行委員会
	○岸本　昇	○岸本　昇	一般社団法人若狭湾観光連盟
	奥井　純子	奥井　純子	敦賀商工会議所
	藤本　昇明	藤本　昇明	敦賀信用金庫
	川上　信之	川上　信之	西日本旅客鉄道株式会社敦賀地域鉄道部
	髙橋　顕	高橋　秀仁	日本貨物鉄道株式会社経営統括本部
	大野　冨夫	大野　冨夫	日本海地誌調査研究会
	猪嶋　宏記	龍田　光幸	福井県総合政策部交通まちづくり課
	奥村　香子	奥村　香子	敦賀市教育委員会文化振興課

◎：部会長、○：副部会長

資料２ 委員会等設置要綱

（1）金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条

北陸新幹線敦賀開業に伴う受け皿づくりとして、金ヶ崎周辺整備構想に基づく集客施設の整備を進めるため、「人道の港ブランド」の認知度向上に伴う来館者数の急激な増加等の理由により手狭となってきた「人道の港敦賀ムゼウム」の機能拡充や鉄道関連遺産に関する保存活用等、金ヶ崎周辺整備構想に基づく賑わい創出に向けた施設整備方針やデザイン等の基本計画を策定するため、金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　この委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）金ヶ崎周辺整備構想における「人道の港ムゼウム」機能拡充に係る基本計画の策定に関すること。

（２）金ヶ崎周辺整備構想における鉄道関連遺産に関する保存活用に係る基本計画の策定に関すること。

（３）その他、施設整備計画の策定に必要なこと。

（組織等）

第３条　委員会は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）各種団体が推薦する者

（３）事業実施主体となる団体及び個人等

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、当該委員会の目的が達成されたときまでとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１人及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）
第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
４　委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
５　委員会の会議は公開とする。ただし、委員長が非公開が相当であると認める場合には、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

（専門部会）
第７条　第２条の所掌事務を専門的な見地から研究・分析を行うことを目的として、委員会に専門部会（以下、「専門部会」という。）を置くことができる。
２　専門部会について、必要な事項は市長が別に定める。

（報告）
第８条　委員長は、委員会における協議結果を市長に報告するものとする。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、産業経済部新幹線まちづくり課において処理する。

（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２９年５月２２日から施行する。

（２）金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会に係る専門部会設置要綱

（設置）

第１条

金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会設置要綱第７条の規定に基づき、「人道の港敦賀ムゼウム」の機能拡充や鉄道関連遺産に関する保存活用等について、専門的な見地から研究・分析を行うことを目的として、金ヶ崎周辺施設整備計画策定委員会に係る専門部会を設置する。

（専門部会）

第２条　次の専門部会を設置し、所掌事務は次のとおりとする。

（１）人道の港敦賀ムゼウム機能拡充検討部会

人道の港敦賀ムゼウムの機能拡充等について専門的な知見から研究・分析を行うこと

（２）鉄道遺産等保存活用検討部会

鉄道関連遺産に関する保存活用等について専門的な知見から研究・分析を行うこと

（組織等）

第３条　専門部会は、部会員１２人以内をもって組織する。

２　部会員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）委員会委員

（２）各種団体が推薦する者

（３）事業実施主体となる団体及び個人等

（部会員の任期）

第４条　部会員の任期は、当該部会の目的が達成されたときまでとし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第５条　専門部会に部会長１人及び副部会長１人を置く。

２　部会長は、部会員の互選により選出する。

３　部会長は、部会員を代表し、会務を総括する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第６条　専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

２　専門部会は、部会員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会長は、専門部会の会議の議長となり、議事を整理する。

４　部会長は、必要に応じて部会員以外の者に専門部会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

５　専門部会の会議は非公開とする。ただし、部会長が公開が相当であると認める場合には、専門部会に諮って会議を公開とすることができる。

（報告）

第７条　部会長は、専門部会における協議結果を委員会に報告する。

（庶務）

第８条　専門部会の庶務は、産業経済部新幹線まちづくり課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月２２日から施行する。

金ヶ崎周辺施設整備基本計画
平成30年６月

問合先：〒914-8501
福井県敦賀市中央町２丁目１番１号
電話：0770-21-1111（代表）
敦賀市産業経済部新幹線まちづくり課